

中部運輸局自動車技術安全部

令和3年3月30日

連絡先 中部運輸局自動車技術安全部
整備課 飯田、近藤
TEL 052-952-8042

不正車検を行った指定自動車整備事業の取消し処分

中部運輸局は、車検に必要な点検及び検査の一部を省略するなど道路運送車両法に違反した下記事業者に対し、指定自動車整備事業の指定の取消し等の行政処分を行いました。

1 事業者及び事業場の名称

事業者 ネットヨタ愛知株式会社（愛知県名古屋市）

事業場 ネットヨタ愛知株式会社プラザ豊橋（愛知県豊橋市）

2 行政処分の内容（処分年月日 令和3年3月30日）

- (1) 指定自動車整備事業の指定の取消し
- (2) 自動車検査員の解任命令 7名

3 主な違反条項

- (1) 道路運送車両法第94条の3第1項
- (2) 道路運送車両法第94条の5第1項及び第4項
- (3) 道路運送車両法第94条の6第1項

4 違反の概要

- (1) 検査作業と整備作業を分業化していない。
- (2) 法令の規定を遵守する体制でない。
- (3) 事業者は、保安基準不適合状態で保安基準適合証等を交付した。
- (4) 事業者は、点検及び検査の一部を実施せず保安基準適合証等を交付した。
- (5) 指定整備記録簿に虚偽の記載をした。
- (6) 自動車検査員は、検査の一部を実施していないにもかかわらず保安基準に適合する旨を証明した。
- (7) 自動車検査員は、保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準に適合する旨を証明

した。